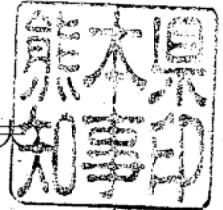


監第1187号
平成27年2月26日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

平素から本県の建設業行政の推進をはじめ、県政の推進につきましては、御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）については、例年4月に改訂しているところですが、最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させることを目的に平成27年2月に、昨年を引き続き前倒しして改訂し、本県においては主要51職種平均で5.2%の引上げを行ったところです。これにより平成24年度の労務単価と新たに適用される労務単価を比べると、27.7%の上昇となります。

御承知のとおり、平成26年6月4日、いわゆる担い手3法（品確法、入契法、建設業法）等の改正が行われ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されました。

本県としましても、技能労働者等の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であり、昨年及び一昨年の労務単価引き上げの際には、それぞれ平成25年8月16日付け監第611号及び平成26年2月24日付け監第1350号により、貴職に対し適切な水準の賃金の支払いなどについてお願いしたところです。

つきましては、平成27年2月から適用した労務単価の改訂が確実に技能労働者等の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業・団体において、御理解と適切な対応を図られたく、周知徹底をお願いいたします。

労務単価の動向

< 熊本県 >

【工事関係労務費】

職 種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度と平成27年度の差		平成24年度と平成27年度の差	
	平成24年4月1日から適用	平成25年4月1日から適用	平成26年2月1日から適用	平成27年2月1日から適用	変動額	変動率	変動額	変動率
特殊作業員	14,300	15,900 (22,400)	16,500 (23,200)	17,000 (23,900)	500	103.0%	2,700	118.9%
普通作業員	11,900	13,300 (18,700)	14,000 (19,700)	14,800 (20,800)	800	105.7%	2,900	124.4%
軽作業員	9,700	10,800 (15,200)	11,700 (16,500)	12,200 (17,200)	500	104.3%	2,500	125.8%
造園工	14,000	15,600 (21,900)	16,300 (22,900)	16,500 (23,200)	200	101.2%	2,500	117.9%
法面工	15,600	17,700 (24,900)	18,900 (26,600)	20,000 (28,100)	1,100	105.8%	4,400	128.2%
とび工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	18,300 (25,700)	1,000	105.8%	4,100	128.9%
石工	17,000	19,700 (27,700)	21,400 (30,100)	21,600 (30,400)	200	100.9%	4,600	127.1%
ブロック工	16,700	18,600 (26,200)	20,200 (28,400)	20,400 (28,700)	200	101.0%	3,700	122.2%
電工	13,800	15,400 (21,700)	16,000 (22,500)	16,100 (22,600)	100	100.6%	2,300	116.7%
鉄筋工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	18,300 (25,700)	1,000	105.8%	4,100	128.9%
鉄骨工	12,700	14,400 (20,200)	15,400 (21,700)	16,300 (22,900)	900	105.8%	3,600	128.3%
塗装工	14,200	16,100 (22,600)	18,000 (25,300)	19,000 (26,700)	1,000	105.6%	4,800	133.8%
溶接工	14,600	16,600 (23,300)	18,300 (25,700)	19,400 (27,300)	1,100	106.0%	4,800	132.9%
運転手(特殊)	14,100	15,700 (22,100)	16,300 (22,900)	17,200 (24,200)	900	105.5%	3,100	122.0%
運転手(一般)	12,700	14,200 (20,000)	14,700 (20,700)	14,900 (20,900)	200	101.4%	2,200	117.3%
潜かん工	20,700	23,900 (33,600)	25,600 (36,000)	27,100 (38,100)	1,500	105.9%	6,400	130.9%
潜かん世話役	24,600	28,300 (39,800)	30,300 (42,600)	32,100 (45,100)	1,800	105.9%	7,500	130.5%
さく岩工	18,500	21,700 (30,500)	23,200 (32,600)	24,500 (34,400)	1,300	105.6%	6,000	132.4%
トンネル特殊工	19,300	21,800 (30,700)	23,300 (32,800)	24,600 (34,600)	1,300	105.6%	5,300	127.5%
トンネル作業員	15,200	17,200 (24,200)	18,400 (25,900)	19,500 (27,400)	1,100	106.0%	4,300	128.3%
トンネル世話役	21,100	23,900 (33,600)	25,600 (36,000)	27,000 (38,000)	1,400	105.5%	5,900	128.0%
橋りょう特殊工	17,100	19,400 (27,300)	20,800 (29,200)	22,000 (30,900)	1,200	105.8%	4,900	128.7%
橋りょう塗装工	17,800	21,000 (29,500)	22,800 (32,100)	24,000 (33,700)	1,200	105.3%	6,200	134.8%
橋りょう世話役	20,300	23,000 (32,300)	24,700 (34,700)	26,100 (36,700)	1,400	105.7%	5,800	128.6%
土木一般世話役	15,900	17,700 (24,900)	19,200 (27,000)	19,400 (27,300)	200	101.0%	3,500	122.0%
高級船員	19,800	22,000 (30,900)	23,800 (33,500)	25,100 (35,300)	1,300	105.5%	5,300	126.8%
普通船員	15,600	17,400 (24,500)	18,300 (25,700)	18,500 (26,000)	200	101.1%	2,900	118.6%
潜水士	24,300	27,600 (38,800)	29,500 (41,500)	31,200 (43,900)	1,700	105.8%	6,900	128.4%
潜水連絡員	15,300	17,300 (24,300)	18,500 (26,000)	19,600 (27,600)	1,100	105.9%	4,300	128.1%
潜水送気員	15,400	17,400 (24,500)	18,600 (26,200)	19,700 (27,700)	1,100	105.9%	4,300	127.9%

※上段:公共工事設計労務単価

(下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(試算値)

労務単価の動向

< 熊本県 >

【工事関係労務費】

職 種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度と平成27年度の差		平成24年度と平成27年度の差	
	平成24年4月1日から適用	平成25年4月1日から適用	平成26年2月1日から適用	平成27年2月1日から適用	変動額	変動率	変動額	変動率
山林砂防工	15,100	-	-	-	-	-	-	-
軌道工	16,900	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)	24,200 (34,000)	2,200	110.0%	7,300	143.2%
型わく工	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	18,100 (25,400)	1,000	105.8%	4,100	129.3%
大工	15,100	17,100 (24,000)	18,300 (25,700)	19,400 (27,300)	1,100	106.0%	4,300	128.5%
左官	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	18,100 (25,400)	1,000	105.8%	4,100	129.3%
配管工	13,300	14,800 (20,800)	15,600 (21,900)	15,700 (22,100)	100	100.6%	2,400	118.0%
はつり工	12,800	14,600 (20,500)	15,700 (22,100)	16,700 (23,500)	1,000	106.4%	3,900	130.5%
防水工	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	18,100 (25,400)	1,000	105.8%	4,100	129.3%
板金工	12,800	14,600 (20,500)	15,800 (22,200)	17,400 (24,500)	1,600	110.1%	4,600	135.9%
タイル工	16,000	-	20,300 (28,500)	-	-	-	-	-
サッシ工	16,500	19,500 (27,400)	21,600 (30,400)	22,900 (32,200)	1,300	106.0%	6,400	138.8%
屋根ふき工	-	-	-	-	-	-	-	-
内装工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	18,300 (25,700)	1,000	105.8%	4,100	128.9%
ガラス工	14,300	16,200 (22,800)	17,400 (24,500)	18,400 (25,900)	1,000	105.7%	4,100	128.7%
建具工	-	-	14,700 (20,700)	-	-	-	-	-
ダクト工	12,100	13,700 (19,300)	14,200 (20,000)	14,600 (20,500)	400	102.8%	2,500	120.7%
保温工	13,200	15,300 (21,500)	17,100 (24,000)	18,100 (25,400)	1,000	105.8%	4,900	137.1%
建築ブロック工	-	-	-	-	-	-	-	-
設備機械工	14,300	16,200 (22,800)	17,300 (24,300)	17,400 (24,500)	100	100.6%	3,100	121.7%
交通誘導員A	7,700	8,600 (12,100)	9,400 (13,200)	10,000 (14,100)	600	106.4%	2,300	129.9%
交通誘導員B	7,000	7,800 (11,000)	8,200 (11,500)	8,600 (12,100)	400	104.9%	1,600	122.9%
船団長	19,800	22,000 (30,900)	23,800 (33,500)	25,100 (35,300)	1,300	105.5%	5,300	126.8%
潜水世話役	24,300	27,600 (38,800)	29,500 (41,500)	31,200 (43,900)	1,700	105.8%	6,900	128.4%
51種平均	15,290	17,339	18,565	19,530		5.2%		27.7%
51種計	733,900	797,600	891,100	898,400				

※上段: 公共工事設計労務単価

(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(試算値)

法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 法定福利費の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合	
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)				厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)
7,500	170,000		1.050%	5.845%	8.887%	26,778	8,717	116.2%
10,000	220,000		2,310	12,859	19,551	34,720	11,578	115.8%
12,500	280,000		2,888	16,366	24,884	44,138	14,506	116.1%
15,000	340,000		3,465	19,873	30,216	53,554	17,434	116.2%
17,500	380,000		4,043	22,211	33,771	60,025	20,228	115.6%
20,000	440,000		4,620	25,718	39,103	69,441	23,156	115.8%
22,500	500,000		5,198	29,225	44,435	78,858	26,084	115.9%
25,000	560,000		5,775	32,732	49,767	88,274	29,012	116.0%
27,500	620,000		6,353	36,239	55,099	97,691	31,941	116.1%
30,000	650,000		6,930	37,993	55,099	100,022	34,546	115.2%

- ※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)
- 健康保険・厚生年金保険：法人及び非常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
の上限額は620,000円。
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)
- 「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
平成27年2月時点の負担率

国土入企第26号

平成27年1月30日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.2%、被災三県の平均では6.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で28.5%、被災三県の平均では39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月及び平成26年2月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号及び平成26年1月30日付け国土入企第28号）を発出するとともに、平成25年4月18日には国土交通大臣が、同年10月23日及び平成26年1月30日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添1のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

改正後の公共工物品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第8条第1項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第8条第2項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1.（1）及び2.から8.まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

② 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされたところであり、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているので、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダumping受注の排除

近年のダumping受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

るためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。



監第611号

平成25年8月16日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

平素から本県の建設業行政の推進をはじめ、県政の推進につきましては、御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

さて、国をはじめとして本県においても、平成25年度公共工事設計労務単価については、技能労働者の処遇改善等を目的に主要51職種平均で前年度に比べて13.5%引き上げ、社会保険への加入の徹底や技能労働者の適切な賃金水準の確保等に取り組んでいます。

建設投資の大幅な減少に伴って、建設業者をはじめ技術者、更には技能労働者を取り巻く環境は厳しいものがあり、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、将来の建設産業の存続が危惧される状況にあります。ここで適切な対応を講じなければ、防災・減災やインフラの維持・更新等、さらには地域の雇用、経済にも支障を来す恐れがあります。また、若年者が入職を避ける大きな要因として、他産業に比べ賃金水準の低さであり、また福利厚生面で劣っていることも要因の一つであります。

こうした諸事情を踏まえ、技術者、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は建設産業全体の喫緊の課題であり、適正な価格での契約及び技術者、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いなどについて、貴団体傘下の建設企業・団体において、御理解と適切な対応を図られたく、改めて周知徹底をお願いします。



監第1350号
平成26年2月24日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

平素から本県の建設業行政の推進をはじめ、県政の推進につきましては、御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

公共工事設計労務単価については、例年4月に改訂しているところですが、最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させることを目的に平成26年2月に前倒しして改訂し、本県においては主要51職種平均で7.1%の引上げを行ったところです。

技能労働者等の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であり、平成25年度の労務単価の引上げ時には、平成25年8月16日付け監第611号により、貴職に対し適切な水準の賃金の支払いなどについてお願いしたところです。

つきましては、平成26年2月から適用した労務単価の改訂が確実に技能労働者等の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の入職が促進されるよう、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業・団体において、御理解と適切な対応を図られたく、周知徹底をお願いいたします。